

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年10月30日

分任支出負担行為担当官  
那覇空港事務所長 古堅 厚弘

### 1. 工事概要

- (1) 工事名 令和5年度那覇空港第5エプロン照明灯仮設その他工事  
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 那覇市安次嶺531-3 (那覇空港内)
- (3) 工事内容  
本工事は、老朽化に伴う第5エプロン照明灯の投光器仮設及び昇降架台等の撤去を行うものである。

#### (1) エプロン照明灯仮設工事

投光器(LED型)	4 灯
照度測定	1 式
ケーブル(600vEM-IE2#)	181 m
配管(28)	13 m
装柱材(灯器取付用架台)	4 個
装柱材(ステンレスバンド)	8 個
装柱材(配管支持バンド)	9 個
プルボックス(200×200×150)	1 個

#### (2) 撤去工事

投光器(NH-660型)	1 灯
投光器(M-1000型)	3 灯
投光器(NH-400型×2)	1 灯
安定器(NH-660型)	1 個
安定器(M-1000型)	3 個
安定器(NH-400型)	2 個
昇降装置	1 式

- (4) 工期 契約締結日の翌平日から令和6年3月28日まで
- (5) 本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。なお、電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事(発注者指定方式)である。

### 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時までに大阪航空局の令和5・6年度一般(指名)競争参加資格「電気工事業」のA又はB等級に格付けされ、大阪航空局における競争参加資格を有する者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和4年10月3日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し(2)の再認定を受けている者を除く。
- (4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付け空経第386号)に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。  
 なお、上記の関係がある場合に、辞退者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 次に掲げる施工実績を有すること。  
 平成20年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の①又は②の要件を満たす工事の実績（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下、「海外認定・表彰制度」という。）により認定された海外実績も可とする。）を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）  
 なお、当該実績が国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局の発注した上記工事の施工実績の場合においては、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。
- ①同種工事  
 エプロン照明灯柱の設置工事又は、航空法施行規則第117条第1項第1号で規定する「陸上空港等の飛行場灯火」のいずれかの設置工事
- ②類似工事  
 道路照明灯柱の設置工事又は、航空法施行規則第116条で規定する「航空灯台」のいずれかの設置工事
- (8) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は生じない。
- 1) 主任技術者は、1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有するものであること。  
 監理技術者は、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- 2) (7)に掲げる工事の経験を有する者であること。  
 なお、工事の経験は、監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者の経験とする。
- 3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 4) 競争に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- 5) 本工事は、特例監理技術者の配置は認めない。
- (9) 大阪航空局が発注した電気工事で、令和3年4月1日以降に完了した工事の施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。
- (10) 入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

#### 4. 入札手続等

- (1) 担当部局  
 〒931-0143 沖縄県那覇市安次嶺531-1  
 国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所 総務部 会計課  
 電話番号 098-859-5106
- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先  
 電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>  
 調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク  
 電話番号 0570-000-683（ナビダイヤル）  
 03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）
- (3) 入札説明書の交付期間及び方法  
 交付期間 令和5年10月30日午前9時から令和5年11月14日午後5時まで。  
 交付方法 1) 電子調達システムにより交付する。  
 2) やむを得ない事由により、上記交付方法により入手ができない入札参加希望者は、4.(1)に問い合わせること。
- (4) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法  
 令和5年10月30日から令和5年11月14日まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までの間。）  
 1) 電子調達システムによる参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を4.(2)に掲げるURLに提出しなければならない。  
 2) 紙入札方式による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を4.(1)に掲げる場所に提出しなければならない。
- (5) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法  
 入札日時 令和5年12月7日 午前9時から午後5時まで  
 提出方法 電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札日時までに4.(1)あて持参すること。（郵送又は託送による提出は認めない。）  
 なお、入札書に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記することにより、入札書への押印を省略することができる。  
 ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。  
 開札日時 令和5年12月8日 午後4時  
 開札場所 那覇空港事務所統合庁舎2階 入札室

#### 5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
 1) 入札保証金 免除。  
 2) 契約保証金 免除。

- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。
- (7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も4. (4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、2. (2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。  
詳細は特記仕様書等による。
- (8) 詳細は入札説明書による。